

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

拡大窓口交渉：ベビーシッターの利用補助

10月16日(水)に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「ベビーシッターの利用補助制度」について説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。以下、原研労組：[労組]、原子力機構：[機構]で表します。

☆ ベビーシッターの利用補助について

① ベビーシッターの利用補助について

[機構]：先日、9月20日(金)に「ベビーシッターの利用補助」の概要について労組に説明を行ったが、本日は制度の詳細について説明を行う。

2019年11月から2020年3月末日までの期間(以後の更新については外部情勢等を踏まえて今後検討)においてベビーシッターの利用補助を試行的に運用開始することとした。目的としては、子育てと就業の両立・キャリア形成のための環境整備であり、内容としては以下の2つを中心としてやっていく。

- ① 内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(以下「内閣府支援事業」)を利用し、割引券を交付する。
- ② 機構として、付加的にママMATEと法人契約を締結する。

先だって機構内で行ったニーズ調査では、利用希望者は約230人と想定を超えて多かったが、実際にベビーシッターを利用したことがある人は少ない。

そこで機構として、ママMATEと法人契約を結ぶことで、個人の登録料、年会費を免除することができ、試みに制度を利用したい人のハードルを下げるできると考えている。

対象としては機構が直接雇用している人である。これから職員等に説明会を2回開催し、その後の相談などは個別に受けたいと思っている。

内閣府の事業において「就労」以外では、「義務教育就学前の多胎児を養育」、「産休育休者(復帰1年前から2回まで利用可)」が対象となっており、合計で3パターンの利用が可能となる。

[機構]： 先日のあゆみ速報 No.5145 (71-09) では、「子供が複数いれば～」という表現があったが、正確には「多胎児（双子、三つ子など）」のことだと思うので訂正しておいて欲しい。

[労組]： あゆみ訂正については了解した。説明資料に以下の利用条件があるが、これは両方を満たさないといけないのか？

2. 内閣府支援事業の割引券の交付について（就労）

(1) 割引券の交付対象となる利用条件

- 対象者は、機構に雇用されており、乳幼児等の保護者であること。
- 配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労することが困難な状況にあること。

[機構]： そうだ。

[労組]： 利用条件が3パターンあるとお話だが、どれも回数の上限があるのか？

[機構]： それぞれ回数は異なるが、内閣府の事業として上限がある。

[労組]： 法人契約の相手先をママ MATE とした理由は何か？

[機構]： 内閣府支援事業の対象となる業者は 69 社ある。機構のニーズ調査で比較的、希望が多かった業者さんがママ MATE であった。また、業者によってはアレルギー、障害児等に対応しているという点も選定の理由である。

[労組]： 資料「2. ママ MATE 料金表の・対応エリアの例」では、東海村や水戸市が書かれていないが、対象地域となっているのか？

[機構]： これは一例であり、東海村、水戸市、ひたちなか市などは問題なく対応している。

[労組]： 業者さんへの登録というのは個人で行うのか？登録を解除する際に費用などの個人負担は発生するのか？

[機構]： 個人で登録をしてもらう形となる。利用を検討している人は事前の登録が必要となる。契約解除の費用は特に無かったと思う。機構と法人契約を締結している期間（2020年3月末）までは無料となる。その後の契約延長等については、状況を見て判断したい。

[労組]： 機構としての法人契約等の費用はどの程度かかっているのか？

[機構]： 機構全体ではそれほど費用はかかっていない。今回は試行的に導入するため、業者さんとしてもかなり頑張ってくれた。

[機構]： 筑波大学でも法人契約を結んだらしいが、かなり多くの方が登録をした。業者さんとしては、人数が多すぎて登録料・年会費の収入が減ってしまうため、見直すこととなった。先々の法人契約については、状況を見て判断したい。

[機構]： ベビーシッターについては、世間的にニーズは高まっている。例えば会費などを無料としている業者さんもいるようだ。これまで日本ではベビーシッターを家に上げることに抵抗がある人が多かったと思うが、社会状況がだんだんと変わってきており、今後、伸びてくる業界だとは思う。

[労組]： 資料に「産休育休者が復帰 1 年前から 2 回まで利用可」とあるが、1 年間で 2 回では回数が少ないのではないかと？

[機構]： 回数は 2 回だが、年度をまたげば使えるようになるので、実際にはもう少し多く使える場合もあると思う。

[労組]： 対象者について、機構で除外されている人はいるのか？再雇用嘱託、臨時用員、アルバイトなども対象となるのか？

[機構]： 内閣府支援事業のため、海外にいる人は対象外となってしまう。機構と直接雇用関係にある人は網羅していると思う。再雇用嘱託、臨時用員、アルバイトにも対象である。

[労組]： ニーズ調査ではどのような人の利用希望が多いのか？

[機構]： 男女別の集計は行っていないが、そもそも男性従業員の数が多いので、絶対数としては男性が多くなった。また、事業所の従業員数の関係により、茨城地区で利用のニーズが集中している。

[労組]： 職種別では？

[機構]： 研究・技術・事務などの職種別では集計を行っていないが、特にどの業種が多いということはなかったと思う。

[労組]： 利用する場面としては、どのようなものが多いのか？また、利用量の希望が平均で 1 人 56.8 回／年となっているが、少し多すぎるのではないかと？

[機構]： 資料にあるように出張、超勤、体調不良などの場合が多いようである。利用量については、アンケート結果はあくまで希望で、実際にはもっと少なくなると思われる。

[労組]： 利用が困難な事業所はあるのか？

[機構]： 内閣府支援事業の対象となる業者が少ない地域は難しい。幌延や人形峠などである。ベビーシッターの業者さんは都市部で多い。地方まで呼べないことはないが、交通費実費のため、遠隔地から呼ぶというのは現実的に難しいと思う。

[機構]： ベビーシッターの内閣府支援事業も対象が拡大してきており、例えばこれまでの請負派遣型（業者さんが派遣する）の他に、マッチング型（個人で探して依頼する）も認めるような方向である。

[労組]： 子育て世代が働きやすい職場環境になる方向に改善が進むと良いと思う。制度について、条件などが複雑なため、職員等へ説明を行う際にはなるべく分かりやすくなるように心がけて欲しい。 以 上

ベビーシッターの利用補助制度について

この制度については、原研労組が昨年度より「QSTで既に導入・運用されている制度について、JAEAでも導入を検討するように」と要求書・団体交渉等で訴えてきたもので、今回、実現することができました。

新しい制度が導入された後も、利用者のアンケートを取るなどして、常に制度の改善を図り、その内容を労組と協議することなどを要求していきます。今後も原研労組は、JAEA・QSTにおける処遇や職場環境の改善のため、皆様のご意見・ご提案等に耳を傾け、その役割を果たしていきます。

不当差別是正訴訟 裁判傍聴へご協力を！

節目となる第20回口頭弁論が下記の日程にて開催されます。裁判傍聴の募集をしておりますので、ご協力いただける方は最寄りの中央・支部執行委員・分会長、または組合事務所までご連絡ください！

秋も深まり朝晩は冷え込みますが、原告団の名誉回復のみならず、自由にものが言える職場を作るためにも、皆様のご支援や裁判傍聴へのご協力をよろしくお願いします！

- **日時：** 2019年10月31日(木)10:30～(集合10:15)
- **場所：** 水戸地方裁判所 3階 (旧県庁 三の丸庁舎向かい)
- **その他：** 口頭弁論後、別館7階にて報告集会を開催します。

令和元年台風19号の影響に伴う災害により被災された組合員の皆様への対応について(中央労働金庫から)

中央労働金庫から、台風19号に被災された組合員の皆様に対しての「預金等のお取引」「緊急時特別融資制度」についてのお知らせが届きましたので、組合員のみなさまに配信させていただきます。電子メールに添付した資料をご確認ください。
